

開発指導基準改正に伴うQ&A

Q1

収集後に通り抜けが出来ない場合、開発指導基準第9条第1項第1号に「原則、開発区域内において、転回広場を設けることとする。」とあるが、例外処理があり得るのか。

A

直径13mの転回スペースを開発区域内に設置することを求めることが原則になる。上記を満たせない場合には、協議は可能。例外処理の可否は交通状況や開発区域の位置など総合判断になるため、必ずしも例外処理を認めるものではない。

Q2

改正に伴い共同住宅の開発においては、通り抜けが出来ない場合でも直径13mの転回スペースを設ける必要がないのか。

A

開発指導基準第9条第2項第1号及び第2号で共同住宅の開発における新基準を設けたため、共同住宅の開発においては、直径13mの転回スペースを設けることは必要はない。

Q3

開発指導基準第9条第2項第1号に「収集車が一回の切り返してごみ集積場に横付けをして安全に作業できる位置」と記載があるが、具体的にはどう協議を行えばよいか。

A

図面にて、開発区域内で一回の切り返してごみ集積場の間口前に収集車を付けることが可能かを示してもらうことになる。戸数が50以上の場合は、ごみ集積場内に収集車が入ることが出来る否かを求める可能性がある。なお、高さや段差の審査も併せて行うことになるため、切り返しをする際に周辺に建物等がある場合は、天井高が収集車が安全に切り返せる2.7m程度を確保できるかを留意する必要がある(協議は必ず行う。)

Q4

開発指導基準第9条第3項第1号に「段差が発生する場合は協議を行うものとする。」とあるが、10cm以内の段差でも協議は必要なのか。

A

段差がある場合、寸法に関わらず収集作業に影響があるため、問題がないかの協議が必要。

Q5

開発指導基準第9条第4項第4号に「徒歩で安全に往来できる箇所」とあるが、具体的に何を指しているのか。

A

開発区域内で再生資源集積施設を新設するのであれば、基本的には問題がない。開発指導基準第9条第4項第4号の趣旨としては、既存の再生資源施設を利用する場合に、徒歩で自動車専用道路を横断しないと往来できないような危険性が高い位置の既存施設が選ばれないようにすることであり、既存の再生資源施設の位置を確認する際の判断基準の明示である。

Q6

開発指導基準第9条第5項第2号に家庭ごみ集積施設の既存利用の記載があるが、戸数は関係ないのか。

A

同意が得られるのであれば、戸数関係なく既存利用を認める。

開発指導基準改正に伴うQ&A

Q7

開発指導基準第9条第5項第3号に「共同住宅の開発においては、大型ごみを集積するスペースを確保すること。」とあるが、必ずしも施設を設置しなくてよいのか。

A

16戸未満の開発においては、開発区域内に集積する箇所を示して、まち美化推進課が同意すれば必要ではない。16戸以上の開発においては、施設設置が必要になる。

Q8

開発指導基準第9条第5項第4号に「開発区域内で基準第9の7(2)で示す30戸未満における集積用具の設置場所を示し、別途協議するもの」とあるが、設置場所の指定はあるのか。

A

開発区域内であれば、指定はない。

原則は既存施設の利用であり、利用に同意が得られない場合に理由書を提出の上で、設置場所を示し、収集及び周辺の安全面に問題がないか等を総合的に判断する。

Q9

開発指導基準第9条第5項第6号に「各集積施設は、作業員の作業に支障が生じない場合に限り、併用出来る」とあるが、「作業員の作業に支障」とは何を指しているのか。

A

併用された集積施設上にある収集時に回収対象ではない各種ごみ・再生資源が収集作業の妨げにならないことを指す。

集積施設の利用計画で、ダンボール等市で収集をしないものを置く場合や収集日ではない日でも各種ごみ・再生資源を置けるようなストックヤードの機能を持たせることを考えている場合は、別途協議が必要となる。

面積の基準は、奈良市が指定している収集日に奈良市が収集する家庭ごみ・再生資源・大型ごみ「のみ」が集積施設に出されていることを想定している。

Q10

開発指導基準第9条第5項第10号に16戸未満の共同住宅の開発において、「開発区域内で大型ごみの集積場所を示し、別途協議するものとする。」と記載があるが、どう協議をすればよいか。

A

Q7の回答を参照。

Q11

開発指導基準第9条第5項第10号に戸建住宅における大型ごみ集積施設的面積の基準がないのはどういう理由からか。

A

戸建住宅の場合は、原則戸別収集を行うため、ごみ集積施設設置が不要になるため。

ただし、転回スペースが13mがない箇所には収集車は進入しないため、収集を依頼する際にまち美化推進課へ集積箇所を確認する必要がある。

開発指導基準改正に伴うQ&A

Q12

開発指導基準第9条第5項第12号に「再生資源集積施設と他の集積施設の併用を行う場合は、開発区域内で基準第9の7(2)で示す各計画戸数に応じた集積用具の数量の設置規模を満たした設置場所を示し、別途協議するもの」とあるが、面積基準はないのか。

A

現行の再生資源集積施設の基準と同様に面積の基準はない。
集積施設の利用方法を図面で示してもらい、併用される家庭ごみ・大型ごみが再生資源の収集に影響がなく、再生資源の集積が家庭ごみ・大型ごみの収集に問題がないと判断された場合、併用が認められることになる。

Q13

開発指導基準第9条第6項第2号で「高さ1m以上のコンクリートまたはコンクリートブロック積の壁を設置すること」とあるが、1mを越えていれば制限はないのか。

A

寸法の制限はないが、1.2mを越える場合は、控壁の設置を求めることになる。
(参照:建築基準法施行令第62条の8)

Q14

開発指導基準第9条第6項第6号で間口の新基準が示されているが、有効寸法でよいのか。

A

考えてよい。開発指導基準第9条第6項及び第7項各号に掲げる事項における寸法は全て有効寸法となる。

Q15

開発指導基準第9条第6項第8号の記載は、改正前基準の箱型集積施設の基準と考えてよいのか。

A

考えてよい。箱型集積施設の定義が不明確だったため、集積施設に扉や屋根等を設置する場合の基準として新基準を設定した。

Q16

開発指導基準第9条第7項第4号の記載に「開発区域内に2か所以上設置する場合、1か所あたりの規模は(2)表中の計画戸数30戸未満の列に示す数量の集積用具を設置できる規模以上とすることとし、再生資源集積施設を必ず設置することとする。」とあるが、2か所以上再生資源集積施設を設置する場合は、施設設置が必要ということでしょうか。

A

必要となる。1か所のみであれば、協議により集積場所を示すだけでよい場合もあるが、開発区域内に2か所以上再生資源施設を設置する場合は、集積施設設置が必要になる。

Q17

開発指導基準第9条第7項第7号に「同種の再生資源を集積する用具のみ重ね置きを認める」とあるが、具体的にはどのようなものが重ね置きが可能なのか。

A

網袋については、網袋のみ重ね置きが可能。
また、コンテナは空きびん3種類(無色・茶色・その他)及び紙パック用となる。
例えば、無色のびんを集積するコンテナの上には無色用のコンテナのみ重ね置きが可能であり、茶色やその他用のコンテナや紙パック用のコンテナの重ね置きは認めない。

開発指導基準改正に伴うQ&A

Q18

開発指導基準第9条第7項第8号の記載は、改正前基準の箱型集積施設の基準と考えてよいのか。

A

考えてよい。箱型集積施設の定義が不明確だったため、集積施設に扉や屋根等を設置する場合の基準として新基準を設定した。(Q15と同回答)

Q19

改正後の開発指導基準の適用日はいつからになるのか。

A

令和6年4月1日以降で開発事前協議申請が受け付けられたものが対象になる。

令和6年3月31日以前に開発事前協議が受け付けられたものは、改正前の開発指導基準で協議を行い、変更が出た際の協議も改正前の開発指導基準で行う。

令和6年3月31日以前に開発事前協議を開始したもので、改正後の開発指導基準での協議を希望する場合は、取り下げをした上での再度申請を出してもらう形になる。